

1. 社会的企業の企業形態

※本稿は、福原先生の講演資料から整理したものである。

(1) ソーシャル・ファーム

ソーシャル・ファームは、障害や労働市場におけるその他の不利な条件がある人々の、雇用創出のために設立されたビジネスである。いくつかのソーシャル・ファームでは複数のターゲット・グループを有しているが、その内訳はおおよそ 60%が精神的な問題を抱えた人々であり、30%が学習障害のある人々であり、10%が身体的もしくはその他の不利がある人々である。

イギリスにおける最初のソーシャル・ファームは、1980 年代に設立されたが、最近までわずかしが存在していなかった。ソーシャル・ファーム UK は、1998 年に結成され、35 の既存のソーシャル・ファームと、120 の新興のソーシャル・ファームをサポートしている。これらのソーシャル・ファームは、障害者が従来雇用されていた組み立て作業や家具製作に代わり、情報通信技術 (ICT) や旅行業などの新しい分野に取り組んでいる。

(2) 従業員共同所有企業

従業員共同所有企業 (Employee-owned Business) は、そこで働く人々によって所有され、管理される一つの企業形態である。それは、ニッチで活動する小規模な「ライフスタイル」協同組合から、社会的目的と強力な経済的パフォーマンスが結合した中規模の社会的企業、そしてスコット・ベーター社やジョン・ルイス・パートナーシップのような巨大企業をもその範囲に含むのである。

(3) クレジット・ユニオン

クレジット・ユニオンは金融協同組合 (Financial co-operative) であり、組合員によって所有され管理されている。クレジット・ユニオンの組合員は、共通のファンドに貯金する。成功しているクレジット・ユニオンであれば、年間に上限 8% までの配当を支払うので、貯金するにはよい選択肢である。また、貯金されたお金はクレジット・ユニオンの他の組合員に対する低利のローンに利用される。

クレジット・ユニオンは、特定の地域のものでも、新しい現象でもない。80 カ国以上で活動しており、その組合員数は 1 億人を超える。今日、イギリスには 800 近いクレジット・ユニオンが存在する。近年その成長のスピードは速く、毎年新規に約 50 組合が設立され、組合員数と総資産の年間増加率は約 20% である。

(4) 協同組合

協同組合は、組合員のために、組合員によって組織される。組合員は、自らが受益者となる共同サービスを供給するために集まる。協同組合の事業分野は多様である。その中でも最も有名なのは、小売り、銀行、保険・旅行、葬祭等のサービスを提供する、伝統的な消費協同組合である。このような伝統的な協同組合が内部機構の改革期にあり、新たな成長を経験している一方で、イギリスには新世代の協同組合もまた、力をつけつつある。新世代の協同組合とは、ハウジング・コープ、ケア・コープ、労働者協同組合、そして新世代の農業協同組合である。

(5) 開発トラスト

地域再生への現代的なアプローチは、コミュニティの参加と自助を重視する。その結果、開発トラストのようなコミュニティに基盤をもつ地域再生組織の存在感と重要性が多くコミュニティにおいて増している。イギリスには、250以上の開発トラストが存在し、その半数はこの5年間に設立されたものである。それらの資産総額は1億6千万ポンド、雇用者総数はおよそ1,700人に及び、メンバー総数は1万9千人を上回る。

(6) 媒介的労働市場会社

他のタイプの組織も媒介的労働市場プログラムを運営する場合があるが、媒介的労働市場会社は、「不利なコミュニティに住む長期失業者のために、一時的な雇用と、持続可能な新しい仕事を喚起することを目的としている。そこでの雇用は、実質的に人々の雇用される能力を高め、コミュニティにとっても直接的で価値のある利益をもたらすものである。」こうした媒介的労働市場会社の核心にあるのは、質の高い職業訓練、人間的な成長、積極的な職探しを伴う賃金労働の提供であり、ここでの仕事の経験は、常勤雇用の獲得に向けた足がかりとなる。

(7) ソーシャル・ビジネス

一般的にソーシャル・ビジネスは、チャリティ団体やNGOによって所有されているか、もしくは特殊なトラストとして運営されている。ソーシャル・ビジネスには様々な法人形態がある。それらは共益組織ではなく、組織外の目標に向けて貢献するために存在しており、多様かつ異なった法的形態をなしている。ソーシャル・ビジネスには、最もイノベーティブで優れた経歴をもつ社会的企業が幾つか含まれている。

例えば、トレードクラフト (Tradecraft)、オックスファム・トレーディング (Oxfam Trading)、ファーニチャー・リソース・センター (the Furniture Resource Centre)、デイ・チョコレート・カンパニー (the Day Chocolate Company)、カフェダイレクト (Café direct)、クリエイト (Create)、ビッグ・イシュー (the Big Issue) などが挙げられる。

(8) コミュニティ・ビジネス

コミュニティ・ビジネスは、地域コミュニティによって設立され、所有され、コントロールされる商業組織であり、地域住民のために、究極的には自立的な仕事を作り出し、地域発展の中心になることを目指している。このコミュニティ・ビジネスという言葉は、通常、強い地理的限定を有し、地域の市場やサービスに焦点をおく社会的企業に対して用いられる。

2. 社会的最低限所得保障(仏)

※本稿は、福原先生の講演資料から整理したものである。

①1988年12月1日法(社会的最低限保障法) 第1条

「年齢、心身状況、経済及び雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての人々は、生存についての適切な諸措置を社会から享受する権利を有する。生活上の困難な状況にある人々に対する社会的、職業的な参入は国民的要請である。この目的において、参入最低限所得(RMI)を、本法で決められた条件の下に支給する。このRMIは、あらゆる形態の排除、とりわけ教育、雇用、職業基礎教育、健康、住宅の分野における排除を解消することに向けられる。貧困に対する闘いにおけるグローバルな施策の基本的措置の一つである。」

②適用対象と援助

○制度創設の理由:

失業保険受給期間の過ぎた者、補償のない者が全失業者の3割にのぼる(77万人)という事態への対応

○対象:

雇用保険給付が終了した者

○援助:

- a. 収入が定められた最低限所得に達しない25歳以上の個人への、最低限所得手当の支給と住宅保障、医療保障
- b. 職業参入支援。受給者の家庭環境、教育水準・職業資格などの能力、そして県が提供できる就労手段を考慮して、職業参入を支援

○参入手段及び施策:

- a. 受給者の意欲を動機づけて再奮起させる活動
- b. 公共的利益を生む雇用・就労
- c. ソシアルワーカーの社会的同伴活動による受給者の市民生活における自立の確保、地域におけるアソシエーションの社会的団体活動への参加、余暇・文化・スポーツ等の諸活動への参加
- d. 住宅(再)入居や住宅改善への援助
- e. 職業基礎教育や就労に関する訓練受け入れ企業や職業訓練機関・アソシエーションとの協定(補助金支給など)
- f. 医療保障の施策

3. ソーシャル・ファームと障害者雇用

(財)日本障害者リハビリテーション協会他は、2005年1月16日(日)に「障害者のための社会的な仕事と雇用の創出」とのテーマで、日英セミナーを開催しています。このセミナーの報告が、DINF-障害保健福祉研究情報システム-にアップロードされていますが、その中で英国から招かれた2人の講演が紹介されています。

著作権の関係でここに掲載できませんので、各自で下記のURLにアクセスし、参照してください。なお、下記のHPの紹介内容は次のとおりです。

※DINF-障害保健福祉研究情報システム-

URL=<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/co20050116/index.html>

<<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/co20050116/index.html>>

「障害者のための社会的な仕事と雇用の創出」

Japan-UK Seminar Social Firms and Employment Opportunity for Persons with Disabilities

開催日：2005年1月16日(日)

主催：日英高齢者・障害者ケア開発協力機構日本委員会

財団法人日本障害者リハビリテーション協会

後援：英国大使館

(HPの紹介内容)

セミナー開催主旨

参加者プロフィール

基調講演

炭谷茂氏：環境省事務次官／日英高齢者・障害者ケア開発協力機構日本委員会副委員長

講演1

「ソーシャル・ファームと障害者の雇用 英国の経験」

マイケル・フルーデンバーグ氏：FEAT エンタープライズ部長

講演2

「英国における知的障害者のためのソーシャル・ファーム」

マーティン・ロッジ氏：リンケージ・コミュニティ・トラスト雇用推進部長

意見交換

参考資料1 「ソーシャル・ファームについて」

参考資料2 「FEAT エンタープライズ」

参考資料3 「リンケージ・コミュニティ・トラスト」